

議第28号

富士市職員定数条例等の一部を改正する条例制定について

富士市職員定数条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員定数条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
(条 例 第 号)

(富士市職員定数条例の一部改正)

第1条 富士市職員定数条例（昭和41年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2, 125人」を「1, 355人」に改め、「(うち富士市立中央病院に勤務する職員 770人)」を削り、同項に次の1号を加える。

(9) 病院企業職員 770人

(富士市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 富士市職員等の旅費に関する条例（昭和41年富士市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「医療職給料表(1)5級の職務にある者」を削り、同表中

「

教育職給料表3級、4級の職務にある者
医療職給料表(1)2級、3級、4級の職務にある者
医療職給料表(2)7級の職務にある者
医療職給料表(3)6級（課長に限る。）、7級の職務にある者

を

「

教育職給料表3級、4級の職務にある者
医療職給料表(3)6級（課長に限る。）の職務にある者

に改める。

」

」

(富士市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 富士市職員の定年等に関する条例（昭和59年富士市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第8条第1項」の次に「及び富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 年富士市条例第 号）第4条」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の給料表の適用を受ける職員の職で、病院事業の管理者が定めるもの

(富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

第4条 富士市病院事業使用料及び手数料条例(昭和59年富士市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「市長」を「病院事業の管理者」に改める。

別表第1中「市長」を「病院事業の管理者」に改め、同表(注)1中「富士市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成11年富士市規則第22号)第2条に規定する勤務時間」を「午前8時30分から午後5時15分までの時間」に改める。

(富士市行政手続条例の一部改正)

第5条 富士市行政手続条例(平成10年富士市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「市長をいう」を「市長を含む」に改める。

(富士市情報公開条例の一部改正)

第6条 富士市情報公開条例(平成14年富士市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長をいう」を「市長を含む」に改める。

(富士市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第7条 富士市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年富士市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市長をいう」を「市長を含む」に改める。

(富士市債権管理条例の一部改正)

第8条 富士市債権管理条例(平成25年富士市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「をいう」を「を含む」に改める。

(富士市病院事業助産師修学資金貸与条例の一部改正)

第9条 富士市病院事業助産師修学資金貸与条例(平成29年富士市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「規則」を「企業管理規程(以下「規程」という。)」に改める。

第5条中「規則」を「規程」に、「市長」を「病院事業の管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「規程」に、「市長」

を「管理者」に改める。

第11条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「規則」を「規程」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(富士市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の富士市職員等の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(富士市病院事業助産師修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日前に第9条の規定による改正前の富士市病院事業助産師修学資金貸与条例の規定によりされた決定、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の富士市病院事業助産師修学資金貸与条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議第29号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（富士市職員の分限に関する条例の一部改正）

第1条 富士市職員の分限に関する条例（昭和41年富士市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（富士市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 富士市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和41年富士市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

（富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 富士市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に、「次項において」を「以下」に改める。

第9条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（富士市職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 富士市職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（富士市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 富士市職員等の旅費に関する条例（昭和41年富士市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（富士市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 富士市職員の退職手当に関する条例（昭和41年富士市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条

第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(富士市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 富士市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年富士市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(富士市表彰条例の一部改正)

第8条 富士市表彰条例(昭和42年富士市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(富士市普通河川条例の一部改正)

第9条 富士市普通河川条例(昭和46年富士市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富士市情報公開条例の一部改正)

第10条 富士市情報公開条例(平成14年富士市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第35条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富士市認定外道路管理条例の一部改正)

第11条 富士市認定外道路管理条例(平成16年富士市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第12条 富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成22年富士市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富士市行政不服審査会条例の一部改正)

第13条 富士市行政不服審査会条例(平成28年富士市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富士市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第14条 富士市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年富士市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富士市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第15条 富士市個人情報保護審査会条例(令和5年富士市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の富士市特別職の職員の給与に関する条例第7条第2項及び第3項並びに富士市特別職の職員の給与に関する条例第8条第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適

用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（富士市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の富士市職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（富士市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪につき禁錮以上の刑（死刑を除く。）が確定した者は、第5条の規定による改正後の富士市職員等の旅費に関する条例第3条第3項の規定の適用については、拘禁刑が確定した者とみなす。

（富士市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の富士市職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに富士市職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第30号

富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年富士市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第12条中「介護時間」の次に「、子育て部分休業」を加える。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休業）

第16条の3 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

(2) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の子で、満3歳に達する日後から小学校就学の始期に達するまでのもの

2 子育て部分休業の期間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休業については、富士市職員の給与に関する条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第18条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休業」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び

次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第31号

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富士市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間」を「、勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3の規定による子育て部分休業（以下「子育て部分休業」という。）」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休業」に改め、同条第3項中「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項」に改め、「ための時間」という。）の次に「又は子育て部分休業」を加え、「又は当該介護をするための時間」を「、当該介護をするための時間又は当該子育て部分休業」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第32号

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 富士市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「99万円」を「100万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「81万円」に改め、同条第3号中「54万4,000円」を「55万円」に改める。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

（富士市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 富士市教育長の給与等に関する条例（昭和41年富士市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第4条 富士市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

（富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年富士市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第6条 富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「65万3,000円」を「66万円」に改め、同条第2号中「59万4,000円」を「60万円」に改め、同条第3号中「52万4,000円」を「53万円」に改める。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

(富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年富士市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

第5条第2項中「100分の170」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

第8条 富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第5条第1項中「、第11条の3及び第22条」を「及び第11条の3」に改め、同条第2項中「並びに第21条第2項及び第5項」を「、第21条第2項及び第5項並びに第22条第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の95」に改め、「の給料表」の次に「と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を加える。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の富士市特別職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の特別職職員給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の富士市教育長の給与等に関する条例(次条において「改正後の教育長給与条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定及び第7条の規定による改正後の富士市一般職の任期付職員の採用

等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

第3条 改正後の特別職職員給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の富士市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の富士市教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定又は第7条の規定による改正前の富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の特別職職員給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定による給与等の内払とみなす。

議第33号

富士市病院事業管理者の給与等に関する条例制定について

富士市病院事業管理者の給与等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業管理者の給与等に関する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費に関する事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 管理者の受ける給与は、給料、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

（給料）

第3条 管理者の給料月額は、74万2,000円とする。

（特殊勤務手当）

第4条 管理者（医師である者に限る。）が医療業務に従事したときは、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当の種類及び額は、規程で定める。

（期末手当）

第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

2 期末手当の額は、管理者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する場合にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 基準日前6月以内の期間において、次に掲げる者でその退職前に適用を受けていた法令（条例を含む。）その他の規程により期末手当を受けることとされていた者が管理者となった場合（第2号から第6号までに掲げる者にあつては、その退職の日の翌日から引き続き管理者となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第2項の在職期間に算入す

る。

- (1) 市の一般職の職員
 - (2) 市の特別職の職員
 - (3) 国家公務員
 - (4) 他の地方公共団体の地方公務員
 - (5) 地方公社の職員
 - (6) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条又は第10条の規定により派遣されていた職員
 - (7) 独立行政法人の職員
- （退職手当）

第6条 退職手当は、管理者が任期満了し、又は退職した場合に支給する。

2 退職手当の額は、任期満了の日又は退職の日における管理者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、100分の23を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による在職月数の計算は、管理者となった日の属する月から任期満了の日又は退職の日の属する月までの月数（その月数が36月を超えるときは、36月とする。）による。

（退職手当の支給制限等）

第7条 管理者に係る退職手当の支給制限、退職手当の支給の一時差止め及び退職手当の返納については、富士市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第32号）第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、同条例第7条から第9条までの規定中「市長等」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

（支給方法）

第8条 管理者の給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

（旅費）

第9条 管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 管理者の旅費の額及び支給方法は、富士市職員等の旅費に関する条例（昭和41年富士市条例第37号）に規定する市長以外の常勤の特別職の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第34号

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

第1条 富士市職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」の次に「」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を加える。

第22条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		

43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400	386,600				

95		299,700	347,800	387,000					
96		300,100	348,200	387,400					
97		300,300	348,400	387,700					
98		300,600	348,800	388,200					
99		301,000	349,200	388,600					
100		301,400	349,500	389,000					
101		301,600	349,800	389,300					
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	407,300	480,500
	39	264,400	311,300	408,700	481,200
	40	265,700	313,000	410,000	481,900
41	267,000	314,300	411,600	482,500	

42	268,000	316,200	413,000	483,200
43	269,000	318,000	414,300	483,900
44	269,900	319,700	415,700	484,600
45	270,600	321,400	417,100	485,200
46	271,400	323,300	418,400	485,900
47	272,200	325,000	419,900	486,600
48	273,000	326,700	421,400	487,300
49	273,800	328,400	423,000	487,900
50	274,600	330,200	424,400	488,600
51	275,300	332,000	426,000	489,300
52	276,100	333,700	427,500	490,000
53	276,900	335,400	429,200	490,600
54	277,700	336,700	430,700	
55	278,500	338,000	432,300	
56	279,300	339,300	433,900	
57	280,000	340,800	435,400	
58	280,600	342,400	436,900	
59	281,400	343,900	438,100	
60	282,300	345,500	439,300	
61	283,100	347,000	440,500	
62	283,700	348,600	441,800	
63	284,500	350,200	443,000	
64	285,200	351,700	444,200	
65	286,200	353,200	445,300	
66	287,000	354,800	446,500	
67	287,800	356,400	447,700	
68	288,500	357,900	448,900	
69	289,200	359,400	450,100	
70	290,000	361,000	451,300	
71	290,800	362,600	452,500	
72	291,500	364,100	453,700	
73	292,200	365,600	454,800	
74	292,900	367,200	455,400	
75	293,600	368,800	455,900	
76	294,200	370,300	456,400	
77	294,800	371,800	456,900	
78	295,500	373,200	457,500	
79	296,200	374,600	458,000	
80	296,800	375,900	458,500	
81	297,400	377,200	459,000	
82	298,100	378,600	459,600	
83	298,800	380,000	460,100	
84	299,500	381,300	460,600	
85	300,200	382,400	461,100	
86	301,000	383,800		
87	301,700	385,100		
88	302,400	386,400		
89	303,100	387,600		
90	304,000	388,900		
91	304,800	390,000		
92	305,600	391,200		
93	306,100	392,400		

94	306,900	393,500
95	307,700	394,700
96	308,500	395,900
97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600
137	329,200	419,800
138	329,400	420,100
139	329,700	420,400
140	330,000	420,600
141	330,200	420,800
142	330,400	421,100
143	330,700	421,400
144	330,900	421,600
145	331,200	421,800

146	331,400	422,100		
147	331,700	422,400		
148	332,000	422,600		
149	332,200	422,800		
150	332,400			
151	332,700			
152	333,000			
153	333,200			
154	333,400			
155	333,700			
156	334,000			
157	334,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに指導主事その他の職員で別表第4(2)教育職給料表等級別基準職務表に定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
41	394,100	447,900	498,400	555,900		

42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	580,200
67		477,500	529,400	581,100
68		478,100	530,300	582,000
69		478,400	531,200	582,900
70		479,000	532,000	583,800
71		479,700	532,900	584,700
72		480,400	533,800	585,600
73		480,800	534,600	586,500
74		481,400	535,500	587,400
75		482,100	536,400	588,300
76		482,800	537,100	589,200
77		483,200	537,900	590,100
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800	549,300	
91		490,400	550,200	
92		490,800	551,100	
93		491,300	551,900	

94		491,900	552,800		
95		492,500	553,700		
96		493,000	554,600		
97		493,500	555,400		
98			556,300		
99			557,200		
100			558,100		
101			558,900		
102			559,800		
103			560,700		
104			561,600		
105			562,400		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師で別表第4(3)医療職給料表(1)等級別基準職務表に定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	

44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	413,000	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	413,300	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	413,600	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	413,800	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	414,100	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	414,400	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	414,700	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	414,900	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	415,200	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	415,500	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	415,800	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	416,000	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	416,300	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	416,600	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	416,900	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	417,100	
86		294,100	330,400	351,200	393,100		
87		294,300	330,600	351,500	393,500		
88		294,500	330,900	351,800	393,900		
89		294,900	331,300	352,200	394,300		
90		295,100	331,700	352,500	394,800		
91		295,300	332,000	352,800	395,200		
92		295,500	332,300	353,100	395,600		
93		295,900	332,600	353,500	396,000		
94		296,100	332,800	353,800	396,500		
95		296,300	333,200	354,100	396,900		

96		296,600	333,500	354,400	397,300		
97		296,900	333,700	354,700	397,700		
98		297,100	334,000	355,100	398,200		
99		297,300	334,300	355,500	398,600		
100		297,600	334,600	355,900	399,000		
101		297,900	334,800	356,400	399,400		
102		298,100	335,100	356,800	399,900		
103		298,300	335,400	357,200	400,300		
104		298,600	335,600	357,600	400,700		
105		298,900	335,800	358,100	401,100		
106			336,000	358,500			
107			336,400	358,900			
108			336,600	359,300			
109			336,800	359,800			
110			337,200	360,200			
111			337,600	360,600			
112			338,000	361,000			
113			338,200	361,500			
114				361,900			
115				362,300			
116				362,700			
117				363,200			
118				363,600			
119				364,000			
120				364,400			
121				364,900			
122				365,300			
123				365,700			
124				366,100			
125				366,600			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職員で別表第4(4)医療職給料表(2)等級別基準職務表に定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300	

44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,300		
95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,800		

96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,200
97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,600
98	292,500	322,500	355,500	373,300	400,000
99	293,000	323,100	356,000	373,800	400,500
100	293,500	323,700	356,400	374,300	400,900
101	294,000	324,100	356,900	374,900	401,300
102	294,500	324,700	357,300	375,400	401,700
103	295,000	325,300	357,800	375,900	402,200
104	295,400	325,800	358,200	376,300	402,600
105	295,800	326,200	358,500	376,900	403,000
106	296,300	326,700	359,000	377,400	403,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900	403,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400	404,300
109	297,300	328,100	360,100	379,000	404,700
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600	381,400	
115	298,900	330,100	363,100	381,900	
116	299,100	330,400	363,500	382,400	
117	299,400	330,600	363,900	383,000	
118	299,700	330,900	364,300	383,400	
119	300,000	331,200	364,800	383,900	
120	300,300	331,400	365,300	384,400	
121	300,600	331,600	365,700	385,000	
122	301,000	331,900	366,200	385,400	
123	301,300	332,200	366,700	385,900	
124	301,600	332,500	367,200	386,400	
125	301,800	332,700	367,500	387,000	
126	302,000	333,000		387,400	
127	302,300	333,400		387,900	
128	302,700	333,600		388,400	
129	302,900	333,800		389,000	
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			

148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別表第4(5)医療職給料表(3)等級別基準職務表に定めるものに適用する。

第2条 富士市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号アを次のように改める。

ア 削除

第4条第6項中「55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合」を「次の各号に掲げる場合」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「場合に行う」を「ときに行う」に、「場合の」を「ときの」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 55歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合（次号に掲げる場合を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級及び9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員を昇給させる場合

第9条第1項を次のように改める。

特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情が認められる職で、規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額1,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

第10条第1項を次のように改める。

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次の各号に掲げる扶養手当の区分に応じて当該各号に定める職員に対しては、支給しない。

- (1) 次項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）に係る扶養手当
行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級及び9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表8級及び9級職員等」という。）
- (2) 次項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当
行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級である職員（以下「行政職給料表9級職員」という。）

第10条第3項中「配偶者、父母等」を「配偶者については3,000円、扶養親族たる父母等」に、「1万円」を「11,500円」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「行政職給料表9級職員等」を「行政職給料表9級職員」に、「行政職給料表9級職員等から行政職給料表9級職員等」を「行政職給料表8級及び9級職員等から行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者がある場合、行政職給料表9級職員から行政職給料表9級職員」に改め、「配偶者、」を削り、同項第1号及び第2号中「行政職給料表9級職員等」を「行政職給料表8級及び9級職員等から行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至つた者がある場合又は行政職給料表9級職員」に改め、「配偶者、」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職給料表9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となつた日、行政職給料表8級及び9級職員等から行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた日、行政職給料表9級職員から行政職給料表9級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表9級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職給料表9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日、行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員から行政職給料表8級及び9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級及び9級職員等となつた日、行政職給料表9級職員以外の職員から行政職給料表9級職員となつた職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表9級職員となつた日の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日、行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員から行政職給料表8級及び9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級及び9級職員等となつた日、行政職給料表9級職員以外の職員から行政職給料表9級職員となつた職員に扶養親族たる父母等で同項の規定に

よる届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 9 級職員となつた日) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職給料表 8 級及び 9 級職員等以外の職員から行政職給料表 8 級及び 9 級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級及び 9 級職員等となつた日、行政職給料表 9 級職員以外の職員から行政職給料表 9 級職員となつた職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 9 級職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日、行政職給料表 8 級及び 9 級職員等以外の職員から行政職給料表 8 級及び 9 級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級及び 9 級職員等となつた日、行政職給料表 9 級職員以外の職員から行政職給料表 9 級職員となつた職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 9 級職員となつた日（これらの日が月の初日であるときは、その日、行政職給料表 8 級及び 9 級職員等以外の職員から行政職給料表 8 級及び 9 級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級及び 9 級職員等となつた日、行政職給料表 9 級職員以外の職員から行政職給料表 9 級職員となつた職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 9 級職員となつた日の前月) をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

第 11 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定中「配偶者、」の次に「扶養親族たる」を加え、「行

政職給料表 9 級職員等」を「行政職給料表 9 級職員」に改める。

第 11 条の 2 第 2 項中「(医療職給料表(1)の適用を受ける職員については 100 分の 16)」を削る。

第 19 条第 1 項中「(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては 2 万円、入院患者の病状の急変等に対処するための薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等の宿日直勤務にあつては 7,000 円)」を削る。

第 20 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「に定める額」の次に「(前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)」を加え、同項第 1 号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)」を削る。

第 21 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」とし、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 71.25」を「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」に改める。

第 22 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 48.75、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25」を「100 分の 50」に改める。

第 23 条の 2 中「、第 9 条」を「並びに第 9 条」に改め、「並びに第 11 条の 3」を削る。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			

36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		

80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							

	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	413,000	483,200
	27	249,400	290,400	414,300	483,900
	28	250,600	292,200	415,700	484,600
	29	251,700	294,000	417,100	485,200
	30	252,900	295,900	418,400	485,900
	31	254,100	297,700	419,900	486,600
	32	255,300	299,400	421,400	487,300
	33	256,400	301,100	423,000	487,900
	34	257,700	302,900	424,400	488,600
35	259,000	304,600	426,000	489,300	

36	260,300	306,200	427,500	490,000
37	261,700	307,800	429,200	490,600
38	263,100	309,500	430,700	
39	264,400	311,300	432,300	
40	265,700	313,000	433,900	
41	267,000	314,300	435,400	
42	268,000	316,200	436,900	
43	269,000	318,000	438,100	
44	269,900	319,700	439,300	
45	270,600	321,400	440,500	
46	271,400	323,300	441,800	
47	272,200	325,000	443,000	
48	273,000	326,700	444,200	
49	273,800	328,400	445,300	
50	274,600	330,200	446,500	
51	275,300	332,000	447,700	
52	276,100	333,700	448,900	
53	276,900	335,400	450,100	
54	277,700	336,700	451,300	
55	278,500	338,000	452,500	
56	279,300	339,300	453,700	
57	280,000	340,800	454,800	
58	280,600	342,400	455,400	
59	281,400	343,900	455,900	
60	282,300	345,500	456,400	
61	283,100	347,000	456,900	
62	283,700	348,600	457,500	
63	284,500	350,200	458,000	
64	285,200	351,700	458,500	
65	286,200	353,200	459,000	
66	287,000	354,800	459,600	
67	287,800	356,400	460,100	
68	288,500	357,900	460,600	
69	289,200	359,400	461,100	
70	290,000	361,000		
71	290,800	362,600		
72	291,500	364,100		
73	292,200	365,600		
74	292,900	367,200		
75	293,600	368,800		
76	294,200	370,300		
77	294,800	371,800		
78	295,500	373,200		
79	296,200	374,600		

80	296,800	375,900
81	297,400	377,200
82	298,100	378,600
83	298,800	380,000
84	299,500	381,300
85	300,200	382,400
86	301,000	383,800
87	301,700	385,100
88	302,400	386,400
89	303,100	387,600
90	304,000	388,900
91	304,800	390,000
92	305,600	391,200
93	306,100	392,400
94	306,900	393,500
95	307,700	394,700
96	308,500	395,900
97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400

124	325,500	416,600		
125	326,100	416,800		
126	326,400	417,100		
127	326,700	417,400		
128	327,000	417,600		
129	327,200	417,800		
130	327,500	418,100		
131	327,800	418,400		
132	328,000	418,600		
133	328,200	418,800		
134	328,400	419,100		
135	328,600	419,400		
136	328,900	419,600		
137	329,200	419,800		
138	329,400	420,100		
139	329,700	420,400		
140	330,000	420,600		
141	330,200	420,800		
142	330,400	421,100		
143	330,700	421,400		
144	330,900	421,600		
145	331,200	421,800		
146	331,400	422,100		
147	331,700	422,400		
148	332,000	422,600		
149	332,200	422,800		
150	332,400			
151	332,700			
152	333,000			
153	333,200			
154	333,400			
155	333,700			
156	334,000			
157	334,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに指導主事その他の職員で別表第4(2)教育職給料表等級別基準職務表に定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1) 削除

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	

37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		

81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		
93		295,900	333,700	354,700		
94		296,100	334,000	355,100		
95		296,300	334,300	355,500		
96		296,600	334,600	355,900		
97		296,900	334,800	356,400		
98		297,100	335,100	356,800		
99		297,300	335,400	357,200		
100		297,600	335,600	357,600		
101		297,900	335,800	358,100		
102		298,100	336,000			
103		298,300	336,400			
104		298,600	336,600			
105		298,900	336,800			
106			337,200			
107			337,600			
108			338,000			
109			338,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

備考 この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職員で別表第4(4)医療職給料表(2)等級別基準職務表に定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	

37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	

81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600		
111	297,800	328,800	363,100		
112	298,100	329,100	363,500		
113	298,400	329,400	363,900		
114	298,600	329,800	364,300		
115	298,900	330,100	364,800		
116	299,100	330,400	365,300		
117	299,400	330,600	365,700		
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		
120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			

125	301,800	332,700			
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500			
149	308,800	340,800			
150	309,000	341,200			
151	309,300	341,600			
152	309,600	342,000			
153	310,000	342,300			
154	310,200				
155	310,400				
156	310,700				
157	311,000				
158	311,300				
159	311,600				
160	311,900				
161	312,300				
162	312,600				
163	312,900				
164	313,200				
165	313,600				
166	313,900				
167	314,200				
168	314,500				

	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別表第4(5)医療職給料表(3)等級別基準職務表に定めるものに適用する。

別表第4(3)医療職給料表(1)等級別基準職務表を次のように改める。

(3) 削除

別表第4(4)医療職給料表(2)等級別基準職務表1級の項中「診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、」及び「、視能訓練士」を削り、「診療放射線技師等」を「理学療法士等」に改め、同表2級の項中「薬剤師又は」を削り、「診療放射線技師等」を「理学療法士等」に改め、同表3級の項中「上席薬剤師、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席臨床工学技士、」及び「、上席視能訓練士」を削り、「上席薬剤師等」を「上席理学療法士等」に改め、同表4級の項中「上席薬剤師等」を「上席理学療法士等」に改め、同表5級の項中「、主任」を削り、同表6級の項中「副薬剤科長、副技師長、」を削り、「、参事補又は相当の知識及び経験を有する主任」を「又は参事補」に改め、同表7級の項を削る。

別表第4(5)医療職給料表(3)等級別基準職務表5級の項中「副看護長、主任、」を削り、同表6級の項中「副看護部長、看護長、」及び「、地域医療連携センター長」を削り、同表7級の項を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の富士市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の一般職職員給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

第3条 改正後の一般職職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の富士市職員の給与に関する条例の規定による給与等の内払とみなす。

(号給の切替え)

第4条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において富士市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした

職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

第7条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条の2及び第21条第5項(給与条例第22条第4項及び附則第20項において準用する場合並びに富士市職員の育児休業等に関する条例(平成4年富士市条例第4号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、給与条例第7条の2第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 年富士市条例第 号)附則第6条の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第21条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 年富士市条例第 号)附則第6条の規定による給料の額との合計額」とする。

(給与等の経過措置)

第8条 切替日前に支給事由の生じた給与等の支給については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第4条関係）

(1) 行政職給料表適用者の号給の切替表

旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6

40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			

83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	85					
95	91	85					
96	92	85					
97	93	85					
98	94	85					
99	95	85					
100	96	85					
101	97	85					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

(2) 教育職給料表適用者の号給の切替表

旧号給	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	22
39	23	23
40	24	24

41	25	25
42	26	26
43	27	27
44	28	28
45	29	29
46	30	30
47	31	31
48	32	32
49	33	33
50	34	34
51	35	35
52	36	36
53	37	37
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	
78	62	
79	63	
80	64	
81	65	
82	66	
83	67	

84	68	
85	69	

(3) 医療職給料表

医療職給料表(2)適用者の号給の切替表

旧号給	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27

40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	53
67	63	63	59	53
68	64	64	60	53
69	65	65	61	53
70	66	66	62	53
71	67	67	63	53
72	68	68	64	53
73	69	69	65	53
74	70	70	66	53
75	71	71	67	53
76	72	72	68	53
77	73	73	69	53
78	74	74	70	53
79	75	75	71	53
80	76	76	72	53
81	77	77	73	53
82	78	78	74	53

83	79	79	75	53
84	80	80	76	53
85	81	81	77	53
86	82	82	77	
87	83	83	77	
88	84	84	77	
89	85	85	77	
90	86	86	77	
91	87	87	77	
92	88	88	77	
93	89	89	77	
94	90	90	77	
95	91	91	77	
96	92	92	77	
97	93	93	77	
98	94	94	77	
99	95	95	77	
100	96	96	77	
101	97	97	77	
102	98	98	77	
103	99	99	77	
104	100	100	77	
105	101	101	77	
106	102	101		
107	103	101		
108	104	101		
109	105	101		
110	106	101		
111	107	101		
112	108	101		
113	109	101		
114		101		
115		101		
116		101		
117		101		
118		101		
119		101		
120		101		
121		101		
122		101		
123		101		
124		101		
125		101		

医療職給料表(3)適用者の号給の切替表

旧号給	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28

41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	

84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	85	
95	91	91	85	
96	92	92	85	
97	93	93	85	
98	94	94	85	
99	95	95	85	
100	96	96	85	
101	97	97	85	
102	98	98	85	
103	99	99	85	
104	100	100	85	
105	101	101	85	
106	102	102	85	
107	103	103	85	
108	104	104	85	
109	105	105	85	
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110	109		
115	111	109		
116	112	109		
117	113	109		
118	114	109		
119	115	109		
120	116	109		
121	117	109		
122	118	109		
123	119	109		
124	120	109		
125	121	109		
126		109		

127		109		
128		109		
129		109		

議第35号

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号）

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富士市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条後段を削る。

第15条の2第1項及び第24条の2第1項中「100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の15」を「100分の20」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給 号	行政職給料表		教育職給料表		医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	
	1級	2級	1級	2級	1級	1級	2級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	199,900	246,300	188,600	207,700	240,600
2	184,600	231,500	202,200	247,800	190,700	209,600	242,800
3	185,800	233,000	204,500	249,200	192,800	211,400	245,000
4	186,900	234,500	206,700	250,600	194,900	213,100	247,200
5	188,000	236,000	208,900	252,000	196,900	214,800	249,400
6	189,700	237,500	211,200	253,200	198,900	216,700	250,400
7	191,300	239,000	213,400	254,400	200,900	218,500	251,300
8	192,900	240,500	215,600	255,600	202,700	220,200	252,200
9	194,500	242,000	217,800	257,000	204,500	221,900	253,100
10	196,200	243,400	220,000	258,200	206,400	223,900	254,300
11	197,800	244,800	222,200	259,500	208,300	225,800	255,400
12	199,400	246,200	224,400	260,800	210,400	227,700	256,300
13	201,000	247,400	226,600	262,100	212,100	229,600	257,100
14	202,700	248,600	228,700	264,000	214,100	231,600	257,800
15	204,400	249,800	230,800	265,800	216,300	233,600	258,500
16	206,100	251,000	232,900	267,600	218,400	235,600	259,400
17	207,400	252,100	235,000	269,300	220,500	237,600	260,500
18	209,000	253,200	236,800	271,500	221,600	239,600	261,600
19	210,600	254,300	238,500	273,700	222,700	241,700	262,700
20	212,100	255,400	240,200	275,900	223,800	243,700	263,800
21	213,600	256,400	241,900	278,100	224,900	245,600	264,900
22	215,200	257,400	243,200	280,300	225,800	246,800	266,000
23	216,800	258,400	244,500	282,500	226,700	248,000	267,100
24	218,400	259,400	245,800	284,600	227,600	249,100	268,200
25	220,000	260,400	247,000	286,600	228,500	250,200	269,200
26	221,700	261,300	248,200	288,500	229,400	251,100	270,300
27	223,000	262,200	249,400	290,400	230,300	252,000	271,400
28	224,300	263,100	250,600	292,200	231,200	252,900	272,400
29	225,600	263,900	251,700	294,000	232,100	253,700	273,400

30	226,700	264,700	252,900	295,900	233,000	254,500	274,100
31	227,800	265,500	254,100	297,700	233,900	255,200	274,800
32	228,900	266,300	255,300	299,400	234,800	255,900	275,500
33	230,000	267,000	256,400	301,100	235,600	256,700	276,200
34	231,100	267,800	257,700	302,900	236,400	257,500	276,800
35	232,200	268,600	259,000	304,600	237,200	258,300	277,300
36	233,300	269,300	260,300	306,200	238,000	259,000	277,800
37	234,400	270,000	261,700	307,800	238,800	259,700	278,300
38	235,400	270,800	263,100	309,500	239,600	260,600	278,900
39	236,400	271,600	264,400	311,300	240,400	261,500	279,400
40	237,300	272,300	265,700	313,000	241,200	262,300	279,900
41	238,200	273,000	267,000	314,300	241,800	263,100	280,300
42	239,100	273,800	268,000	316,200	242,400	264,000	280,800
43	239,900	274,600	269,000	318,000	243,000	264,800	281,300
44	240,700	275,300	269,900	319,700	243,500	265,600	281,800
45	241,400	276,000	270,600	321,400	244,000	266,400	282,300
46	242,000	276,700	271,400	323,300	244,600	267,100	282,800
47	242,600	277,400	272,200	325,000	245,100	267,800	283,300
48	243,200	278,100	273,000	326,700	245,500	268,400	283,800
49	243,800	278,800	273,800	328,400	245,900	269,000	284,300
50	244,400	279,500	274,600	330,200	246,400	269,500	284,800
51	245,000	280,200	275,300	332,000	246,900	270,000	285,300
52	245,500	280,900	276,100	333,700	247,400	270,400	285,800
53	246,000	281,500	276,900	335,400	247,700	270,800	286,300
54	246,400	282,200	277,700	336,700	248,000	271,300	286,800
55	246,700	282,800	278,500	338,000	248,300	271,800	287,300
56	247,000	283,500	279,300	339,300	248,600	272,200	287,800
57	247,300	284,100	280,000	340,800	248,900	272,600	288,300
58	247,600	284,800	280,600	342,400	249,200	273,000	289,100
59	247,900	285,400	281,400	343,900	249,500	273,400	289,900
60	248,200	286,100	282,300	345,500	249,800	273,800	290,600
61	248,500	286,700	283,100	347,000	250,100	274,200	291,300
62	248,800	287,400	283,700	348,600	250,400	274,600	292,200
63	249,100	288,000	284,500	350,200	250,700	275,000	293,100
64	249,400	288,500	285,200	351,700	251,000	275,400	293,900
65	249,700	289,000	286,200	353,200	251,300	275,800	294,700

66	250,000	289,600	287,000	354,800	251,600	276,200	295,600
67	250,300	290,100	287,800	356,400	251,900	276,600	296,400
68	250,600	290,700	288,500	357,900	252,200	277,000	297,200
69	250,900	291,200	289,200	359,400	252,500	277,400	298,000
70	251,200	291,700	290,000	361,000	252,800	277,900	298,900
71	251,500	292,300	290,800	362,600	253,100	278,400	299,800
72	251,800	292,900	291,500	364,100	253,300	278,800	300,700
73	252,100	293,400	292,200	365,600	253,500	279,200	301,600
74	252,400	293,900	292,900	367,200	253,800	279,800	302,500
75	252,700	294,300	293,600	368,800	254,100	280,400	303,400
76	253,000	294,600	294,200	370,300	254,300	280,900	304,300
77	253,300	294,800	294,800	371,800	254,500	281,400	305,100
78	253,600	295,100	295,500	373,200	254,800	282,000	306,100
79	253,900	295,300	296,200	374,600	255,100	282,600	307,100
80	254,200	295,600	296,800	375,900	255,300	283,100	308,000

別表第2(3)医療職給料表(1)等級別基準職務表を削り、別表第2(4)医療職給料表(2)等級別基準職務表を次のように改める。

(3) 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は歯科衛生士の職務

別表第2(5)医療職給料表(3)等級別基準職務表の表中「(5) 医療職給料表(3)等級別基準職務表」を「(4) 医療職給料表(2)等級別基準職務表」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた給与の支給については、なお従前の例による。

議第36号

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

第1条 富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3 時間外の救急医療のうち、手術及び入院を伴う診療以外の業務に携わった医師及び歯科医師	1件につき 2,000円
---	--------------

を

」

「

3 時間外の救急医療のうち、手術及び入院を伴う診療以外の業務に携わった医師及び歯科医師	1件につき 2,000円
4 時間外の救急医療のうち、手術の業務に従事した助産師及び看護師	1件につき 3,000円（業務に従事した時間が3時間を超える場合は5,000円とする。）
5 時間外の救急医療のうち、入院を伴う看護業務に従事した助産師及び看護師であって、病棟に勤務するもの	1件につき 1,000円
6 時間外の救急医療のうち、入院を伴う看護業務に従事した助産師及び看護師であって、外来に勤務するもの	1件につき 500円

に改める。

」

第2条 富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第17号から第29号までを削る。

別表医務手当の項から診断書等作成手当の項までを削り、同表備考を削る。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年12月23日から適用する。
 - 3 附則第1項第2号に規定する施行の日前に支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

議第37号

富士市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市職員の退職手当に関する条例（昭和41年富士市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第5号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第11項（第5号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行の前日に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議第38号

富士市総合体育館建設基金条例を廃止する条例制定について

富士市総合体育館建設基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

富士市総合体育館建設基金条例を廃止する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市総合体育館建設基金条例（平成28年富士市条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第39号

富士市学校施設整備基金条例制定について

富士市学校施設整備基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市学校施設整備基金条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

（設置）

第1条 本市が所有する学校施設の整備に必要な経費の財源に充てるため、富士市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、その設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第40号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 (条 例 第 号)

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第76号の次に次の2号を加える。

(76)の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定が適用される建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料 1件につき前号の表に定める額に一の建築物ごとに次の表に定める額を加算した額とする。

建築物の判定単位		加算額
一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）		1万3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるものを除く。）をいう。）	申請又は通知に係る戸数（以下この号及び次号において「申請戸数」という。）が1戸のもの	1万3,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	2万4,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	3万4,000円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	4万6,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	6万2,000円
	申請戸数が51戸以	8万2,000円

	上100戸以下のもの	
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	10万4,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	13万9,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	17万円

備考 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。

- (76) の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第2項の規定が適用される建築物に関する確認を受けた建築物の計画の変更の確認申請手数料又は計画通知手数料
1件につき第76号の表に定める額に一の建築物ごとに次の表に定める額を加算した額とする。

建築物の判定単位		加算額
一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）		6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるものを除く。）をい	申請戸数が1戸のもの	6,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1万2,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万7,000円

う。)	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万3,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万1,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	4万1,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	5万2,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	6万9,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	8万5,000円

備考 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。

第2条第1項第86号の3の表中「第86号の7」を「第86号の11」に改める。

第2条第1項第86号の5の表中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同表備考2中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改める。

第2条第1項第86号の6の表中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同表備考2中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改める。

第2条第1項第86号の7を次のように改める。

(86)の7 削除

第2条第1項第86号の8の表を次のように改める。

建築物の判定単位		手数料の額
一戸建ての住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）		5,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1万円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万7,000円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万9,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万9,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	8万8,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	13万9,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万6,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	18万8,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（認定建	床面積の合計が300平方メートル以内のも	1万円

<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の共用部分又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみもの場合</p>	の	
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万7,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	2万9,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	8万7,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	13万7,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	17万4,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	21万7,000円

<p>一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の住戸部分及び共用部分以外の部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1万円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1万7,000円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>2万9,000円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>8万7,000円</p>
	<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>13万7,000円</p>
	<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>17万4,000円</p>
	<p>床面積の合計が2万5,000平方メートル</p>	<p>21万7,000円</p>

	を超えるもの	
その他の建築物 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1万円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万7,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	2万9,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	8万7,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	13万7,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	17万4,000円

	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	21万7,000円
一戸建ての住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下この号及び次号から第86号の10までにおいて「第3基準」という。）による判定を行う場合 3万7,000円
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この号及び次号から第86号の10までにおいて「第4基準」という。）による判定を行う場合 1万8,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	第3基準による判定を行う場合 3万7,000円
		第4基準による判定を行う場合 1万8,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 7万5,000円
		第4基準による判定を行う場合 3万5,000円
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 10万6,000円	

	第4基準による判定を行う場合 5万 1,000円
申請戸数が11戸以上 25戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 15万円
	第4基準による判定を行う場合 7万 5,000円
申請戸数が26戸以上 50戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 21万 5,000円
	第4基準による判定を行う場合 11万 2,000円
申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 30万 9,000円
	第4基準による判定を行う場合 17万 1,000円
申請戸数が101戸以 上200戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 41万 8,000円
	第4基準による判定を行う場合 24万 3,000円
申請戸数が201戸以 上300戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 54万 9,000円
	第4基準による判定を行う場合 31万 5,000円
申請戸数が301戸以 上のもの	第3基準による判定を行う場合 64万 4,000円

		第4基準による判定を行う場合 35万8,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11万8,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	14万9,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	19万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	30万4,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	39万円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	46万6,000円

	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	54万3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この号から第86号の11までにおいて同じ。）の用途に供する部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下この号から第86号の10までにおいて「第5基準」という。）による判定を行う場合 24万6,000円
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下この号から第86号の10までにおいて「第6基準」という。）による判定を行う場合 9万4,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 30万9,000円
		第6基準による判定を行う場合 12万円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 39万9,000円	
	第6基準による判定を行う場合 15万8,000円	
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 56万9,000円	
	第6基準による判定を行う場合 25万6,000円	

	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合	70万 1,000円
		第6基準による判定を行う場合	33万 4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合	82万 9,000円
		第6基準による判定を行う場合	40万 2,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合	94万 6,000円
		第6基準による判定を行う場合	47万 1,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの		2万円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		2万8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		4万円
	床面積の合計が		10万3,000円

	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	15万5,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	19万3,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	23万9,000円
その他の建築物 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 24万6,000円
		第6基準による判定を行う場合 9万4,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 30万9,000円
		第6基準による判定を行う場合 12万円
床面積の合計が1,000平方メートル	第5基準による判定を行う場合 39万9,000円	

	を超え、2,000平方メートル以内のもの	第6基準による判定を行う場合 15万8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 56万9,000円
		第6基準による判定を行う場合 25万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 70万1,000円
		第6基準による判定を行う場合 33万4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 82万9,000円
		第6基準による判定を行う場合 40万2,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合 94万6,000円
		第6基準による判定を行う場合 47万1,000円
その他の建築物 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	2万円
	床面積の合計が300	2万8,000円

の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分	平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	4万円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	10万3,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	15万5,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	19万3,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	23万9,000円

備考 その他の建築物の非住宅部分の床面積をその他の建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積とみなして上記の表を適用し算定した額（以下この号において「みなし算定額」という。）が上記の表により算定した額に満たないときは、みなし算定額を手数料の額とする。

第2条第1項第86号の9の表を次のように改める。

建築物の判定単位		手数料の額
一戸建ての住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）		3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万7,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	2万9,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万3,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	8万3,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	10万6,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	11万3,000円
一戸建ての住宅以	床面積の合計が300	6,000円

<p>外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の共用部分又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみもの場合</p>	平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1万7,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	5万2,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	8万2,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	10万4,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	13万円

<p>一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の住戸部分及び共用部分以外の部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>6,000円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1万円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1万7,000円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>5万2,000円</p>
	<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>8万2,000円</p>
	<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>10万4,000円</p>
	<p>床面積の合計が2万5,000平方メートル</p>	<p>13万円</p>

	を超えるもの	
その他の建築物 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1万7,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	5万2,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	8万2,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	10万4,000円
	床面積の合計が2万	13万円

	5,000平方メートル を超えるもの	
一戸建ての住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）		第3基準による判定を行う場合 1万 9,000円
		第4基準による判定を行う場合 9,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	第3基準による判定を行う場合 1万 9,000円
		第4基準による判定を行う場合 9,000 円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 3万 8,000円
		第4基準による判定を行う場合 1万 8,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 5万 5,000円
		第4基準による判定を行う場合 2万 7,000円
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 7万 8,000円	
	第4基準による判定を行う場合 4万円	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 11万 2,000円	

		第4基準による判定を行う場合 6万円
	申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 16万 3,000円
		第4基準による判定を行う場合 9万 4,000円
	申請戸数が101戸以 上200戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 22万 3,000円
		第4基準による判定を行う場合 13万 5,000円
	申請戸数が201戸以 上300戸以下のもの	第3基準による判定を行う場合 29万 2,000円
		第4基準による判定を行う場合 17万 5,000円
	申請戸数が301戸以 上のもの	第3基準による判定を行う場合 34万 1,000円
		第4基準による判定を行う場合 19万 7,000円
一戸建ての住宅以 外の住宅（認定建 築物エネルギー消 費性能向上計画に 記載された他の建 築物以外の建築物 に限る。）の共用部	床面積の合計が300 平方メートル以内のも の	6万円
	床面積の合計が300 平方メートルを超え、 1,000平方メートル	7万6,000円

分	以内のもの	
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000平方 メートル以内のもの	10万円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000平方 メートル以内のもの	16万円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平方メー トル以内のもの	20万9,000円
	床面積の合計が1万平 方メートルを超え、2万 5,000平方メートル 以内のもの	25万円
	床面積の合計が2万 5,000平方メートル を超えるもの	29万3,000円
一戸建ての住宅以 外の住宅（認定建 築物エネルギー消 費性能向上計画に 記載された他の建	床面積の合計が300 平方メートル以内のも の	第5基準による判定を行う場合 12万 4,000円
		第6基準による判定を行う場合 4万 8,000円

<p>築物以外の建築物に限る。)の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>第5基準による判定を行う場合 15万6,000円</p>
		<p>第6基準による判定を行う場合 6万1,000円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>第5基準による判定を行う場合 20万2,000円</p>
		<p>第6基準による判定を行う場合 8万2,000円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>第5基準による判定を行う場合 29万3,000円</p>
		<p>第6基準による判定を行う場合 13万6,000円</p>
	<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>第5基準による判定を行う場合 36万4,000円</p>
		<p>第6基準による判定を行う場合 18万1,000円</p>
	<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>第5基準による判定を行う場合 43万2,000円</p>
		<p>第6基準による判定を行う場合 21万8,000円</p>
	<p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>第5基準による判定を行う場合 49万4,000円</p>
		<p>第6基準による判定を行う場合 25万</p>

		7,000円
<p>一戸建ての住宅以外の住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分</p>	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1万1,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	2万3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	6万円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	9万1,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	11万3,000円
	床面積の合計が2万	14万1,000円

	5,000平方メートルを超えるもの	
その他の建築物 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 12万4,000円
		第6基準による判定を行う場合 4万8,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 15万6,000円
		第6基準による判定を行う場合 6万1,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 20万2,000円
		第6基準による判定を行う場合 8万2,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 29万3,000円
		第6基準による判定を行う場合 13万6,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場合 36万4,000円	
	第6基準による判定を行う場合 18万1,000円	
床面積の合計が1万平	第5基準による判定を行う場合 43万	

	方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	2,000円
		第6基準による判定を行う場合 21万8,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合 49万4,000円
		第6基準による判定を行う場合 25万7,000円
その他の建築物 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1万1,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	2万3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	6万円
	床面積の合計が5,000平方メートル	9万1,000円

	を超え、1万平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	11万3,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	14万1,000円

備考 その他の建築物の非住宅部分の床面積をその他の建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積とみなして上記の表を適用し算定した額（以下この号において「みなし算定額」という。）が上記の表により算定した額に満たないときは、みなし算定額を手数料の額とする。

第2条第1項第86号の10を次のように改める。

(86)の10 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画、認定を受けた低炭素建築物新築等計画及び認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書交付手数料 1件につき次の表に定める額とする。

建築物の判定単位	手数料の額	
	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用す	その他の場合

		<p>る場合であって、判定に係る部分が共用部分のみのもので、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面として市長が認めたものを添付した場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面として市長が認めたものを添付した場合</p>	
一戸建ての住宅		1,000円	<p>第3基準による判定を行う場合 9,000円</p> <hr/> <p>第4基準による判定を行う場合 4,000円</p>
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,000円	<p>第3基準による判定を行う場合 9,000円</p>

		第4基準による判定 を行う場合 4,000円
申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの	3,000円	第3基準による判定 を行う場合 1万 9,000円
		第4基準による判定 を行う場合 9,000円
申請戸数が6戸以上 10戸以下のもの	5,000円	第3基準による判定 を行う場合 2万 7,000円
		第4基準による判定 を行う場合 1万 3,000円
申請戸数が11戸以上 25戸以下のもの	8,000円	第3基準による判定 を行う場合 3万 9,000円
		第4基準による判定 を行う場合 2万円
申請戸数が26戸以上 50戸以下のもの	1万4,000円	第3基準による判定 を行う場合 5万 6,000円
		第4基準による判定

		を行う場合 3万円
申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	2万6,000円	第3基準による判定 を行う場合 8万 1,000円
		第4基準による判定 を行う場合 4万 7,000円
申請戸数が101戸以 上200戸以下のもの	4万1,000円	第3基準による判定 を行う場合 11万 1,000円
		第4基準による判定 を行う場合 6万 7,000円
申請戸数が201戸以 上300戸以下のもの	5万3,000円	第3基準による判定 を行う場合 14万 6,000円
		第4基準による判定 を行う場合 8万 7,000円
申請戸数が301戸以 上のもの	5万6,000円	第3基準による判定 を行う場合 17万 円
		第4基準による判定 を行う場合 9万

			8,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円	3万円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	5,000円	3万8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	8,000円	5万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	2万6,000円	8万円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	4万1,000円	10万4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メー	5万2,000円	12万5,000円

	トル以内のもの		
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	6万5,000円	14万6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円	第5基準による判定を行う場合 6万2,000円
			第6基準による判定を行う場合 2万4,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	5,000円	第5基準による判定を行う場合 7万8,000円
			第6基準による判定を行う場合 3万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	8,000円	第5基準による判定を行う場合 10万1,000円
第6基準による判定を行う場合 4万1,000円			
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000	2万6,000円	第5基準による判定を行う場合 14万6,000円	

	平方メートル以内のもの		第6基準による判定を行う場合 6万8,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	4万1,000円	第5基準による判定を行う場合 18万2,000円
			第6基準による判定を行う場合 9万円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	5万2,000円	第5基準による判定を行う場合 21万6,000円
			第6基準による判定を行う場合 10万9,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	6万5,000円	第5基準による判定を行う場合 24万7,000円
			第6基準による判定を行う場合 12万8,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円	5,000円

外の部分であつて、工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	5,000円	8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	8,000円	1万1,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	2万6,000円	3万円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	4万1,000円	4万5,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	5万2,000円	5万6,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	6万5,000円	7万円

その他の建築物の 非住宅部分であっ て、工場等の用途 に供する部分以外 の部分	床面積の合計が300 平方メートル以内のも の	3,000円	第5基準による判定 を行う場合 6万 2,000円
			第6基準による判定 を行う場合 2万 4,000円
	床面積の合計が300 平方メートルを超え、 1,000平方メート ル以内のもの	5,000円	第5基準による判定 を行う場合 7万 8,000円
			第6基準による判定 を行う場合 3万円
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え、2,000 平方メートル以内のも の	8,000円	第5基準による判定 を行う場合 10万 1,000円
			第6基準による判定 を行う場合 4万 1,000円
床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え、5,000 平方メートル以内のも の	2万6,000円	第5基準による判定 を行う場合 14万 6,000円	
		第6基準による判定 を行う場合 6万 8,000円	
床面積の合計が	4万1,000円	第5基準による判定	

	5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		を行う場合 18万2,000円
			第6基準による判定を行う場合 9万円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	5万2,000円	第5基準による判定を行う場合 21万6,000円
			第6基準による判定を行う場合 10万9,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	6万5,000円	第5基準による判定を行う場合 24万7,000円
			第6基準による判定を行う場合 12万8,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	5,000円	8,000円
	床面積の合計が	8,000円	1万1,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	2万6,000円	3万円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	4万1,000円	4万5,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	5万2,000円	5万6,000円
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	6万5,000円	7万円

備考 その他の建築物の非住宅部分の床面積をその他の建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積とみなして上記の表を適用し算定した額（以下この号において「みなし算定額」という。）が上記の表により算定した額に満たないときは、みなし算定額を手数料の額とする。

第2条第1項第86号の11を次のように改める。

(86)の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用され

る場合の建築物に関する完了検査申請手数料又は完了通知手数料 1件につき第79号の表に定める額（中間検査に係る建築物に関するものについては、第82号の表に定める額）に一の建築物ごとに次の表に定める額を加算した額とする。

建築物の申請単位		加算額
一戸建ての住宅		3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万5,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	2万3,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	3万6,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	3万9,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	4万2,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	7万7,000円
一戸建ての住宅以	床面積の合計が30平	2,000円

外の住宅の共用部分	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	3万6,000円

	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	4万8,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	8万8,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万円

	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000平方 メートル以内のもの	1万5,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、1万平方メー トル以内のもの	3万6,000円
	床面積の合計が1万平 方メートルを超え、5万 平方メートル以内のも の	4万8,000円
	床面積の合計が5万平 方メートルを超えるも の	8万8,000円
一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分及び共用部分以 外の部分であっ て、工場等の用途 に供する部分	床面積の合計が30平 方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平 方メートルを超え、 100平方メートル以 内のもの	1,000円
	床面積の合計が100 平方メートルを超え、 200平方メートル以 内のもの	1,000円

	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	6,000円
その他の建築物の非住宅部分であつ	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円

て、工場等の用途 に供する部分以外 の部分	床面積の合計が30平方メートルを超え、 100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	1万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	1万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、 1万平方メートル以内のもの	3万6,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、 2万平方メートル以内のもの	4万8,000円
	床面積の合計が2万平方メートルを超え、 3万平方メートル以内のもの	6万

	方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	8万8,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が	3,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	4,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	6,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	6,000円

備考

- 1 その他の建築物の非住宅部分の床面積をその他の建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積とみなして上記の表を適用し算定した額（以下この号において「みなし算定額」という。）が上記の表により算定した額に満たないときは、みなし算定額を加算額とする。
- 2 平屋かつ床面積が200平方メートル以下の建築物を建築する場合及び建設住宅性能評価のための検査を受け、かつ、当該検査報告書又はその写しを提出する場合を除く。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申請を受け付けた事務に関する手数料については、なお従前の例による。

議第41号

富士市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定
について

富士市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり
制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準及び乳児等通園支援事業者）

第2条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準（この条例及びこの条例の委任に基づく規則により定められる基準をいう。次項において同じ。）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第3条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下この条において同じ。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業を行う事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業を行う事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、規則で

定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第42号

富士市社会福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

富士市社会福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市社会福祉センター条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市社会福祉センター条例（昭和47年富士市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表富士市社会福祉センター広見荘の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第43号

富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41富士市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「、住居手当」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第44号

富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び
水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管
理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
(条 例 第 号)

富士市水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年富士市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第8号を削り、同条第7号中「以上水道」を「以上水道等」に改め、「もの」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第10号とし、同条第6号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第5号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に、「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「前条第1号、第3号及び第4号」を「前条第1号、第3号又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号を削り、同条第4号中「第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目」を「第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前条第1号、第3号及び第4号」を「前条第1号、第3号及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）

後」に、「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を「専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第45号

富士市下水道条例の一部を改正する条例制定について

富士市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市下水道条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市下水道条例（平成10年富士市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第9号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第46号

富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定について

富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院事業企業職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（給料表の基準）

第3条 給料については、職員の職務の内容と責任に応じ、必要な種類の給料表を定めるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

（給料の調整額）

第4条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件の特殊性に基づき、給料の調整額を支給することができる。

（管理職手当）

第5条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものに対して支給する。

（初任給調整手当）

第6条 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次の各号に掲げる扶養手当の区分に応じて当該各号に定める職員に対しては、支給しない。

(1) 次項第1号に該当する扶養親族に係る扶養手当 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級及び9級であるものに相当するものとして管理者が定める職員

(2) 次項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当するものとして管理者が定める職員

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(地域手当)

第8条 職員には、地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員（管理者が定める職員を除く。）

(2) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住をするための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員（管理者が定める職員を除く。）に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

（単身赴任手当）

第11条 単身赴任手当は、公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない職員を除く。）に対して支給する。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第12条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

（休日勤務手当）

第14条 職員には、正規の勤務日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

（夜間勤務手当）

第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務

することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第16条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第13条、第14条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下本条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下本条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給することができる。これらの基準日前1月以内に、退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

(退職手当)

第20条 職員が退職し、又は死亡した場合は、富士市職員の退職手当に関する条例(昭和41年富士市条例第40号)に定める給与の例により退職手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 地方公務員法第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職又はこれに準ずる退職をした者
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し、退職させられた者

(給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年富士市条例第20号）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間に相当する時間の場合

(2) 休日等である場合

(3) 休暇による場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その勤務しないことにつき特に承認があった場合のうち管理者が定める場合

（休職者の給与）

第22条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

（専従休職者の給与）

第23条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（定年前再任用短時間勤務職員についての手当の不支給）

第24条 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には、初任給調整手当、扶養手当及び退職手当は、支給しない。

（会計年度任用職員の給与）

第25条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富士市条例第15号）の規定を準用する。

（管理規程への委任）

第26条 この条例の施行について、必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年富士市条例第39号)附則第3条又は第4条の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

議第47号

富士市立博物館条例の一部を改正する条例制定について

富士市立博物館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立博物館条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市立博物館条例（昭和55年富士市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「及び実習室」を「、実習室及び陶芸棟」に改める。

別表第2に次のように加える。

陶芸棟	500円	500円	500円
-----	------	------	------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第48号

富士市青少年問題協議会条例を廃止する条例制定について

富士市青少年問題協議会条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市青少年問題協議会条例を廃止する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市青少年問題協議会条例（昭和46年富士市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第49号

富士市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和41年富士市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

議第50号

特定事業契約の一部を変更する契約の締結に関し議決を求めることについて（富士市総合体育館等整備・運営事業）

令和4年2月22日に議第55号として議決を得た後、令和5年3月22日に議第56号として、同年12月5日に議第108号として、それぞれ契約の一部を変更する議決を得た「富士市総合体育館等整備・運営事業」の特定事業契約のうち次のとおり契約の一部を変更する契約を締結したいので議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

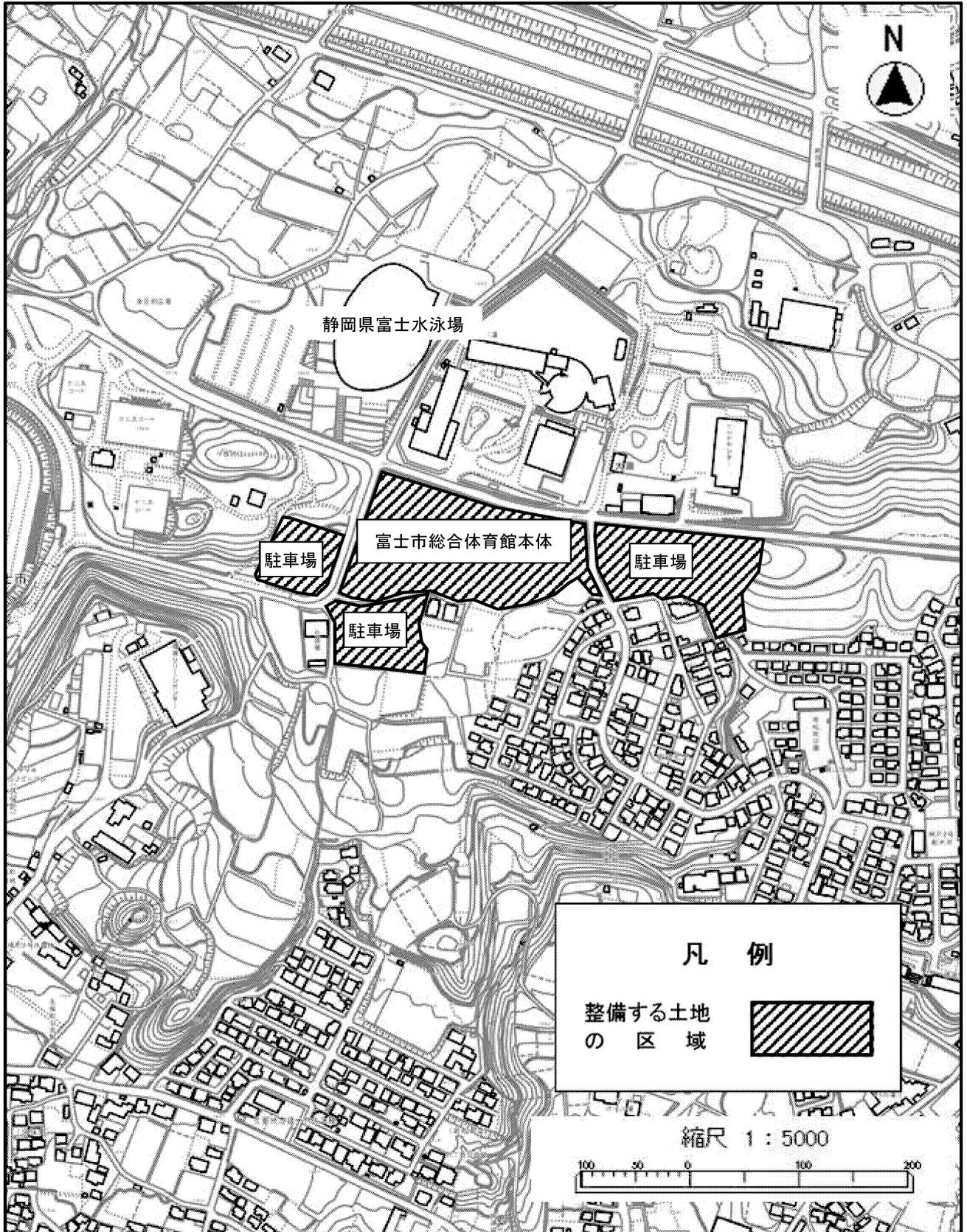
記

契約金額「11,200,483,580円」とあるのを「11,735,885,035円」に改める。

変更理由

日本国内において急激なインフレーションを生じたことにより、本工事で必要となる資材等の物価変動及び人件費等の運営維持管理費用の増加に対応するため

富士市総合体育館等整備・運営事業 位置図



議第51号

財産の減額貸付に関し議決を求めることについて
(岳南富土地方卸売市場に係る土地及び建物の減額貸付)

岳南富土地方卸売市場に関し、次により土地及び建物の減額貸付をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

- 1 土地及び建物の概要
別紙のとおり
- 2 貸付の相手方
富士市田島100番地
富士中央青果株式会社
代表取締役 小林 充
- 3 貸付金額（年額）
令和7年度 21,371,297円
令和8年度 22,752,103円
- 4 貸付の期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

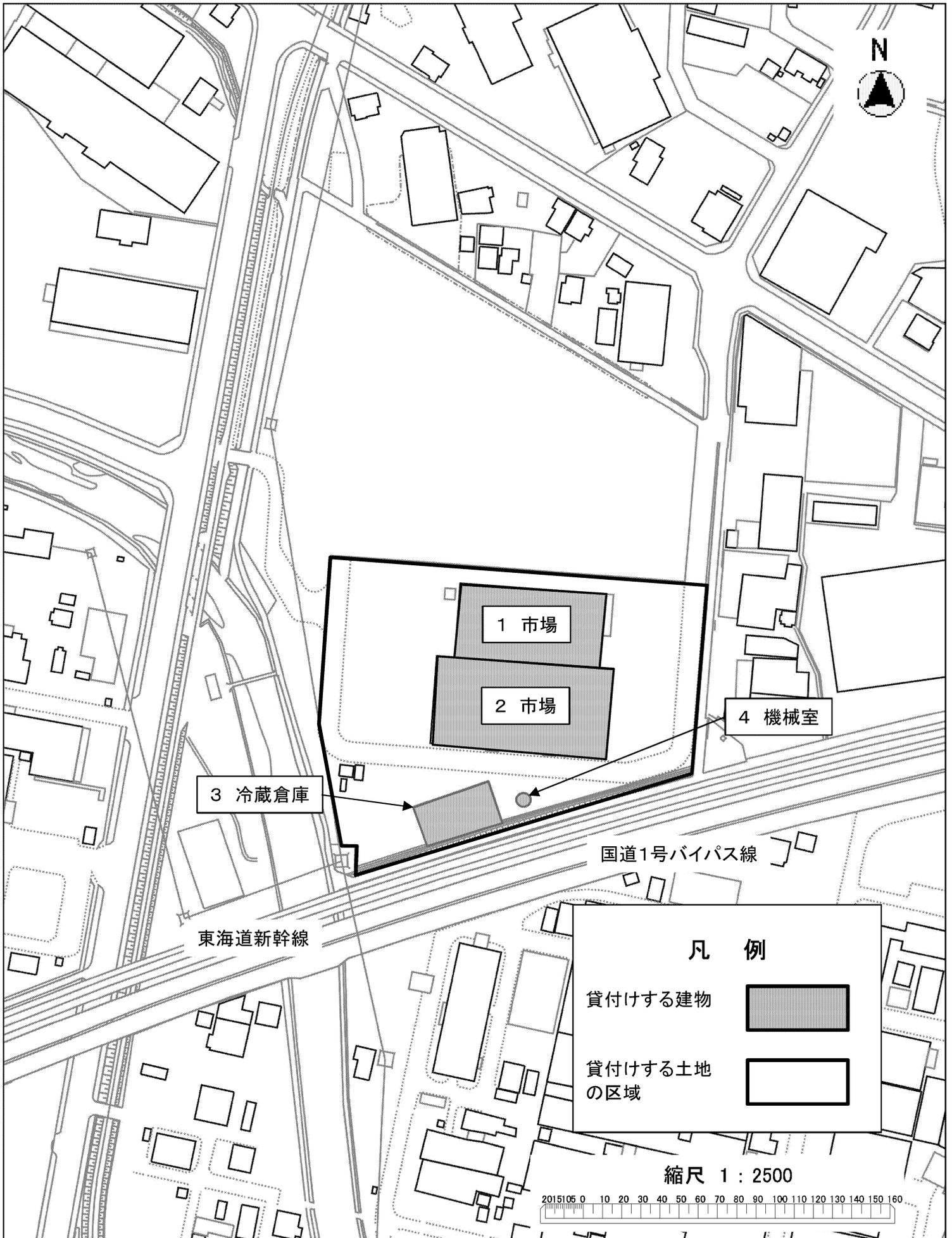
物件目録 土地

No.	所在地番	登記簿地目	面積 (m ²)
1	富士市荒田島字鮎川188番1	宅地	182.85
2	富士市荒田島字鮎川199番1	宅地	6,747.54
3	富士市津田字中ノ島121番1	宅地	789.53
4	富士市津田字中ノ島121番16	宅地	109.31
5	富士市中河原字舟川添1番	宅地	59.50
6	富士市田島新田字城山1番1	宅地	1,102.29
7	富士市田島字元屋敷10番1	宅地	8,700.10
8	富士市田島字元道49番2	宅地	1,301.04
9	富士市田島字山神東100番1	宅地	3,753.42
10	富士市田島字堤外元屋敷145番2	宅地	2.63
11	富士市田島字舟川添150番1	宅地	16.02
12	富士市田島字舟川添151番1	宅地	2,894.35
13	富士市田島字窪田67番2	宅地	21.27
合 計			25,679.85

物件目録 建物

No.	種 類	構 造	延床面積 (m ²)
1	市場	鉄筋コンクリート造3階建	5,079.60
2	市場	鉄骨造平家建	3,143.20
3	冷蔵倉庫	鉄骨造平家建	720.00
4	機械室	軽量鉄骨造平家建	8.02
合 計			8,950.82

岳南富士地方卸売市場 位置図



議第52号

あらたに生じた土地の確認について

本市区域内に次の土地があらたに生じたことを確認することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

大字依田橋字三ツ又772番及び773番の地先公有水面埋立地
41.57平方メートル

位置図



東海道新幹線

国道1号

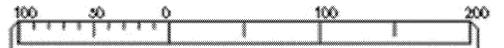
保養施設用地

あらたに生じた土地の位置

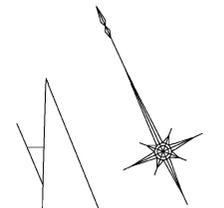
吉原駅

田子の浦港

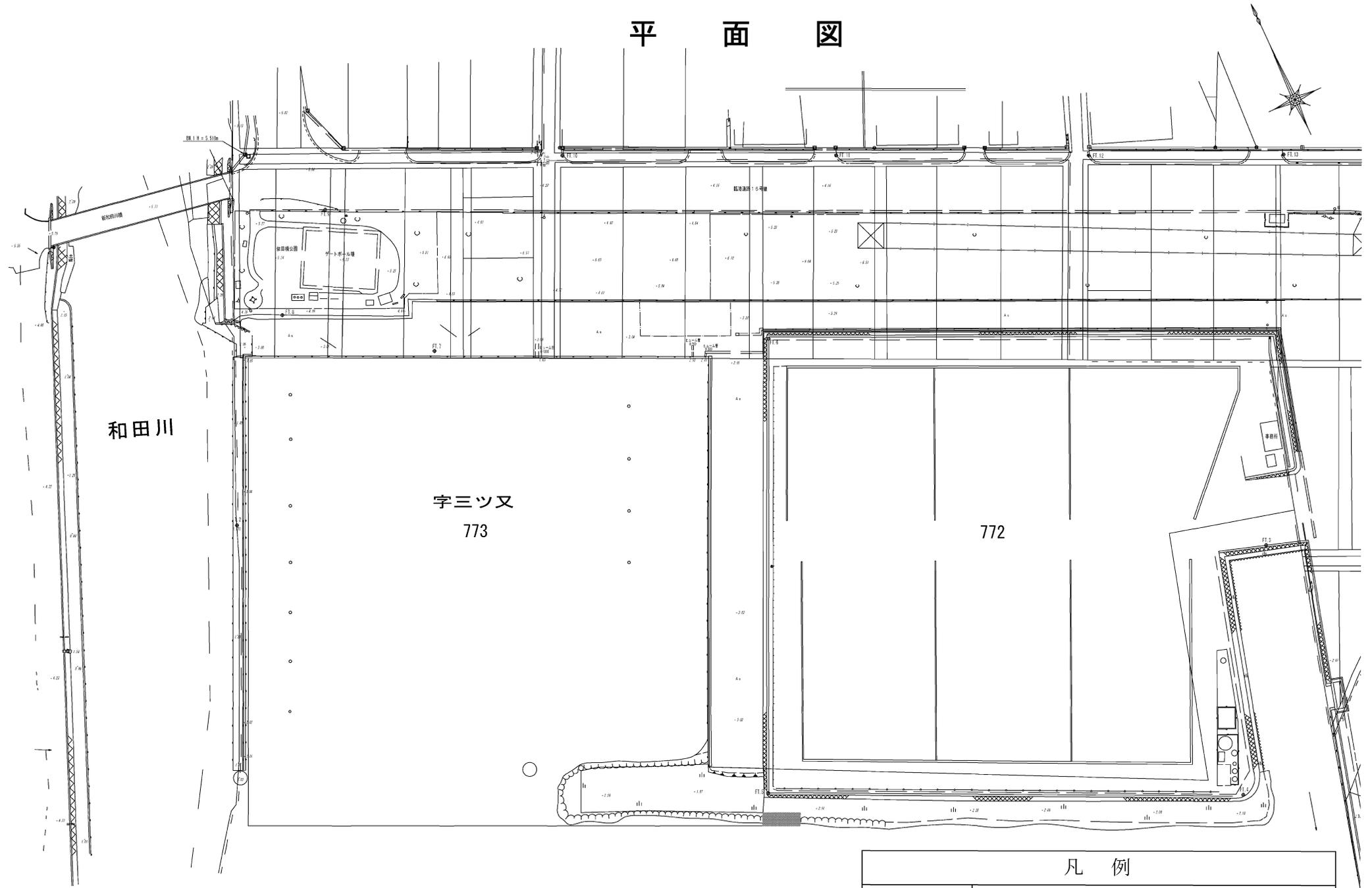
縮尺 1 : 5000



平面図



-622-



和田川

字三ツ又
773

772

凡 例	
	あらたに生じた土地の区域

沼 川

議第53号

字の区域の変更について

本市区域内の字の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

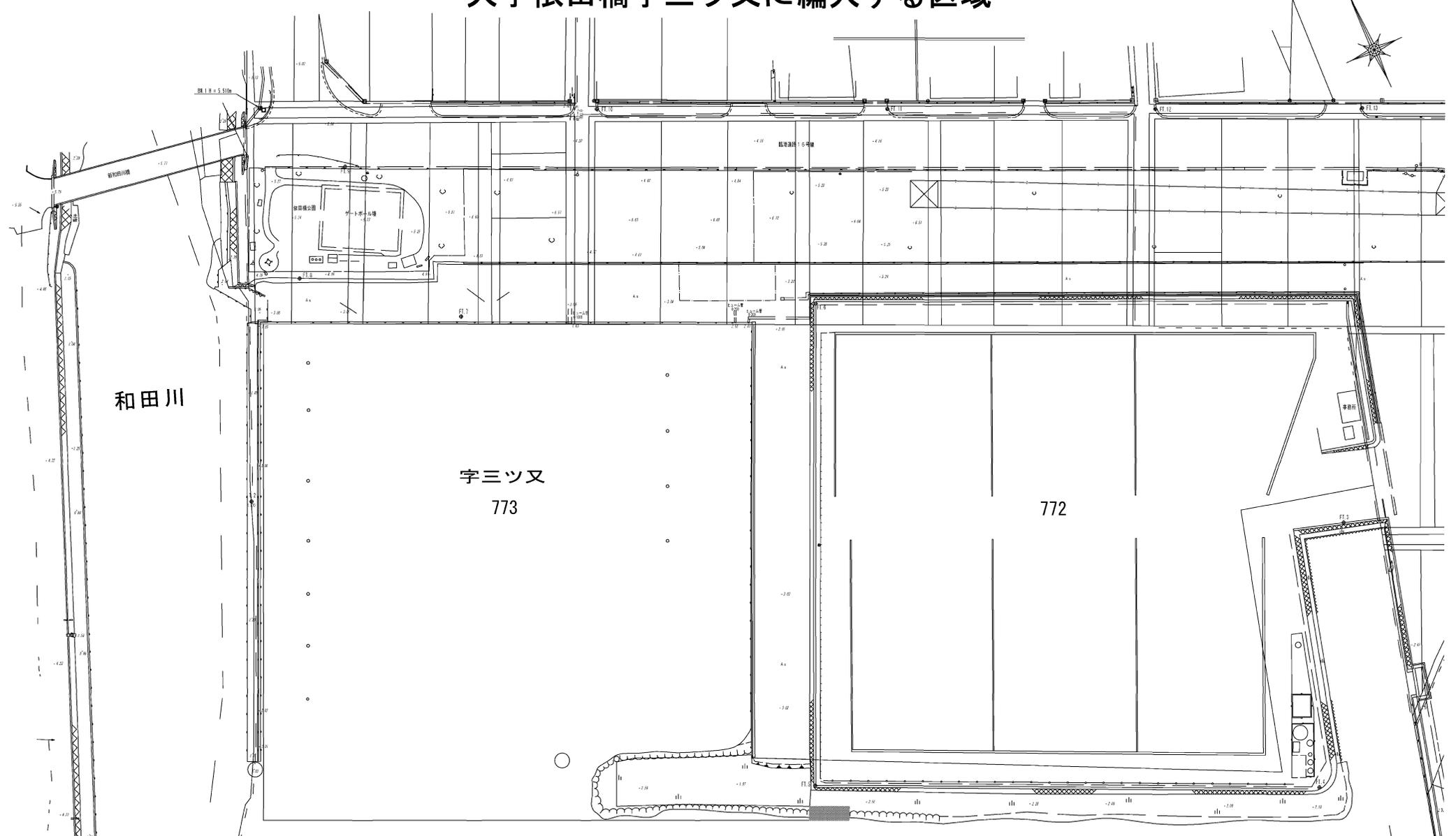
記

大字依田橋字三ツ又に編入する区域

大字依田橋字三ツ又772番及び773番の地先公有水面埋立地

41.57平方メートル

大字依田橋字三ツ又に編入する区域



-624-

和田川

字三ツ又
773

772

凡 例	
■	大字依田橋字三ツ又に編入する区域

沼川

議第54号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(砂山公園プール及び砂山公園)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1 公の施設の名称 | (1) 砂山公園プール
(2) 砂山公園 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人富士市振興公社 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

議第55号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市立そびな寮及び富士市立あおぞら寮)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 富士市立そびな寮及び富士市立あおぞら寮 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 社会福祉法人誠信会 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで |

議第56号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線認定調書のとおり

議第57号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線認定調書のとおり

議第58号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線廃止調書のとおり

議第59号

市道路線の変更について

市道の路線を次のように変更することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

令和7年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線変更調書のとおり